

議事録の記載事項について

平成28年9月1日施行の改正医療法において、社員総会・評議員会・理事会の議事録の記載事項が示されました。

1 社員総会の議事録(医療法施行規則第31条の3の2)

(1) 社員総会が開催された日時及び場所(当該場所に存在しない理事、監事又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む)
(2) 社員総会の議事の経過の要領及びその結果
(3) 決議を有する事項について特別の利害関係を有する社員があるときは、当該社員の氏名
(4) 意見又は発言の内容の概略
① 監事の選任、解任、辞任についての監事の意見
② 監事を辞任した者の辞任した旨及びその理由
③ 監査の結果、不正の行為・法令・定款・寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときの報告
④ 理事が社員総会に提出しようとする議案等が法令・定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときの監事による調査結果報告
⑤ 監事の報酬等についての監事の意見
(5) 社員総会に出席した理事又は監事の氏名
(6) 社員総会の議長の氏名
(7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 評議員会の議事録(医療法施行規則第31条の4)

(1) 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存在しない理事、監事又は社員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む)
(2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
(3) 決議を有する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
(4) 意見又は発言の内容の概略
① 監事の選任、解任、辞任についての監事の意見
② 監事を辞任した者の辞任した旨及びその理由
③ 監査の結果、不正の行為・法令・定款・寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときの報告
④ 理事が社員総会に提出しようとする議案等が法令・定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときの監事による調査結果報告
⑤ 監事の報酬等についての監事の意見
(5) 評議員会に出席した理事又は監事の氏名
(6) 評議員会の議長の氏名
(7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 理事会の議事録(医療法施行規則第31条の5の4)

(1) 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存在しない理事、監事又は社員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む)
(2) 理事会が、次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたもの
② 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したもの
③ 医療法人の監査の結果、業務又は財産に関し不正の行為・法令・定款・寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合に監事の請求を受けて招集されたもの
④ 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したもの
(3) 議事の経過の要領及びその結果
(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
(5) 意見又は発言の内容の概略
① 下記に掲げる競業及び利益相反取引をした理事が、当該取引に係る重要な事実についての報告
イ 自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引
ロ 自己又は第三者のためにする医療法人との取引
ハ 医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引
② 監査の結果、不正の行為・法令・定款・寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときの報告
③ 監事が理事会に出席し、必要であると認めた上で述べた意見
(6) 定款又は寄附行為で議事録署名人を理事長とする旨の定めがあるときは、理事長以外の者であって、出席した者の氏名
※ 定款又は寄附行為で議事録署名人を理事長とする旨の定めがないときは、出席した理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印しなければならない。
(7) 議長の氏名
(8) 次の各号に掲げる場合には、議事録は、当該各号に定める事項を内容とする
① 理事からの提案議案について、理事全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会があった旨、定款又は寄附行為で定めている場合において、理事会の決議があったものとみなされた場合
イ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
ロ 上記イの事項の提案をした理事の氏名
ハ 理事会の決議があったものとみなされた日
ニ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
② 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合
イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名